

「家きん」の定義

(背景) OIEコードにおける「家きん」の定義

2021年5月、「鳥インフルエンザ」章の改正に合わせて、OIEコードにおける「家きん」の定義も改正されたところ。現在の定義は以下の通り。

家きん

商業用の動物製品の生産(そのために繁殖を含む。)、闘鶏、及び、狩猟用の鳥の補充(そのための繁殖を含むが、放鳥されるまでの間とする。)を目的として、捕獲された状態で育成又は飼養される全ての鳥を指す。

他の家きんや家きん関連施設と直接的/間接的に接触がない場合であって、1つの家庭で飼養され、その製品が同一の家庭内でのみ消費される鳥については、家きんとは見なさない。

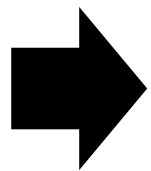
他の理由(ショー、レース、展示、動物園、競技大会、そして、これらの目的のために繁殖・販売する鳥、並びに、ペットの鳥を含む。)により捕獲された状態で飼養されている鳥は、他の家きんや家きん関連施設と直接的/間接的に接触がない場合には、家きんとは見なさない。

例外

本件の論点と我が国のスタンス①

- 2022年2月のコード委員会で、以下のような議論があった。

現行の「家きん」の定義においては、一定条件の下、“ペットの鳥”自体は「家きん」ではないとされている。しかし、家庭等で飼育されるペットの鳥の供給元（ペットショップやホームセンター等の繁殖・販売業者）で飼育されている鳥の扱いは必ずしも明確ではない。



コード委員会は、ペットの鳥の供給元についても、「家きん」ではないと明確化するための改正案を提案。

これまでの論点と我が国のスタンス②

提案された改正案は以下の通り。

家きん

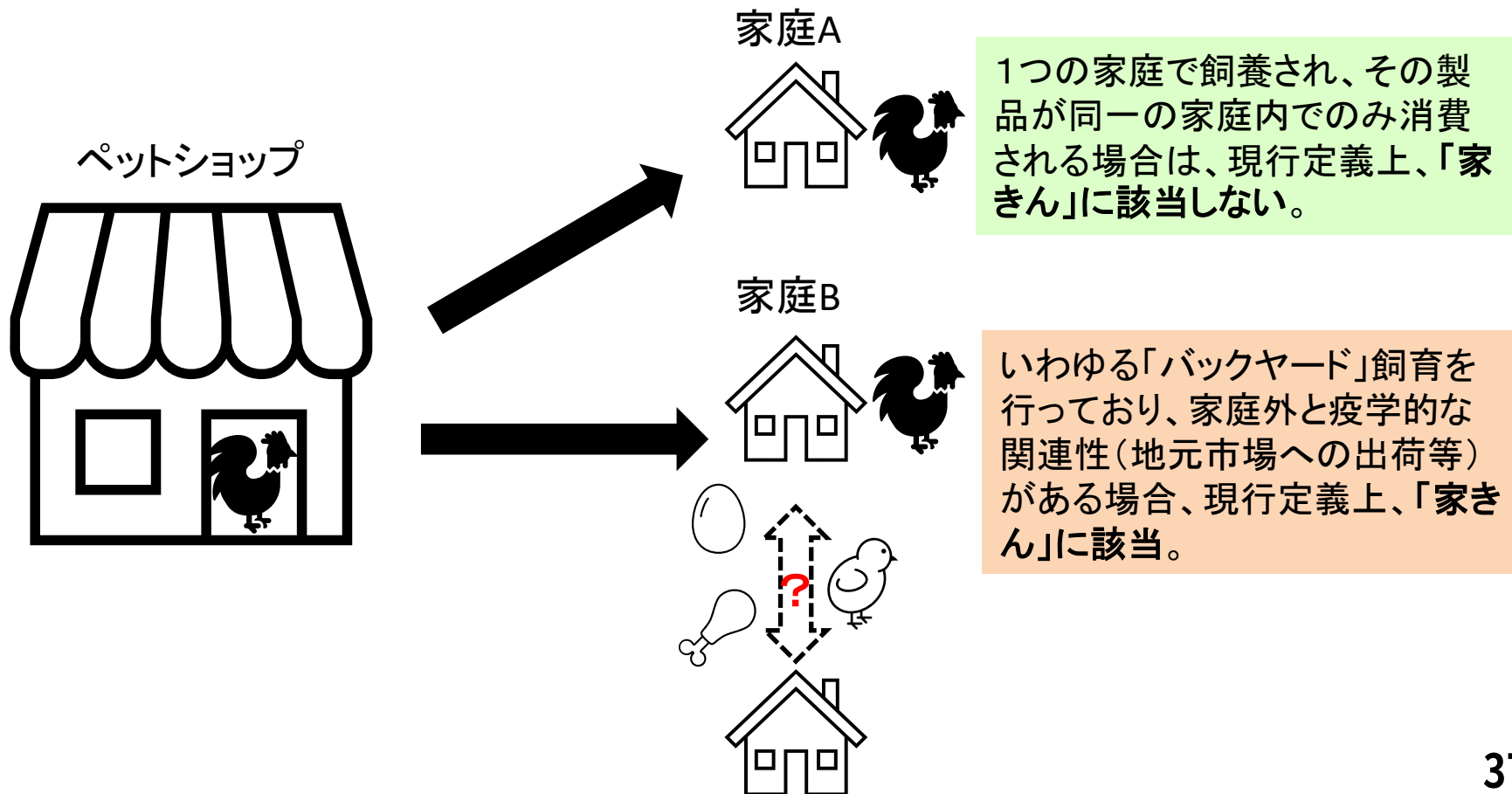
商業用の動物製品の生産（そのために繁殖を含む。）、闘鶏、及び、狩猟用の鳥の補充（そのための繁殖を含むが、放鳥されるまでの間とする。）を目的として、捕獲された状態で育成又は飼養される全ての鳥を指す。

他の家きんや家きん関連施設と直接的/間接的に接触がない場合であって、1つの家庭で飼養され、その製品が同一の家庭内でのみ消費される鳥については、家きんとは見なさない。

他の理由（ショー、レース、展示、動物園、競技大会、**コンパニオンシップ**（注：**companionship**）、そして、これらの目的のために繁殖・販売する鳥、~~並びに、ペットの鳥~~を含む。）により捕獲された状態で飼養されている鳥は、他の家きんや家きん関連施設と直接的/間接的に接触がない場合には、家きんとは見なさない。

これまでの論点と我が国のスタンス③

- 以下の図のように、ペットショップのような供給元から、「家きん」となる鳥が移動し、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症を広げる可能性も否定できない。



これまでの論点と我が国のスタンス③

- 海外において、ペットの鳥の卸売業者が保有する飼育施設において、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が発生し、自国内のみならず近隣国のバックヤード飼育施設に感染が広がった事例があり、公衆衛生上のリスクも懸念される。
- 我が国では、飼育場所や飼育目的に関わらず、家畜伝染病予防法で規定する「家きん」の鳥種で、HPAIの発生が確認された場合には、商業養鶏場での発生事例と同様の防疫対応を実施している。



ペットの鳥の供給元についても、一概に「家きん」ではないとする今回の改正案には反対することとしたい。

第7.5章 と畜時のアニマルウェルフェア

OIEコードの改正プロセス

コード委員会・アドホックグループにおける検討

コード委員会から案の提示

①2019.9 一次案提示

加盟国からのコメント

コード委員会における検討

採択予定案の提示

加盟国からのコメント

O I E 総会（毎年5月）にて採決

国際基準

コメント受付案の提示

現状

②2021.2 二次案提示
③2022.2 三次案提示

改正案のポイントと我が国のスタンス

ポイント

- ・ 現行の「と畜に関するコード」(Chapter 7.5 Slaughter of animals)は2005年に作成されたもの。
- ・ OIE(コード委員会)は、2018年に同コードの改正を決定。2005年以降検証が行われていなかったこの章を大幅に見直すことにした。この見直しの主な論点は、章間の矛盾、最新の科学的知見の反映等であった。
- ・ 改正コード案は、現行コードとは構成を大きく変え、対象範囲(Scope)を明確化。
- ・ 項目ごとに「アニマルウェルフェア上の懸念(Animal welfare concerns)」、「勧告(Recommendations)」を整理。
- ・ 「アニマルウェルフェア上、受け入れられない手法、手順又は慣行(Methods, procedures or practices unacceptable on animal welfare grounds)」という項目を拡充。

我が国のスタンス

我が国の基本的なスタンスは、

- ・ 家畜のアニマルウェルフェアの向上が重要
- ・ 家畜の安全や、と畜場での作業従事者の労働安全の確保が必要であり、その両立を図るべきである。

今回提示された改正案

Article7.5.20

自由に動ける動物に対するアニマルウェルフェア上の理由から容認できない手法、手順又は慣行

- 1) 動物の取り扱いに関する以下の行為は容認できず、使用してはならない。
 - a) 動物の尾を押しつぶしたり、折ったりすること。
 - b) 傷つけるようなものを使って圧力をかけたり、刺激性物質をつけること。
 - c) 大きな棒、先の尖った棒、パイプ、石、フェンスワイヤー、革ベルトなどの器具で動物をたたくこと。
 - d) 動物を蹴ったり、投げたり、落としたりすること。
 - e) 尾、頭、角、耳、手足、毛あるいは髪等、動物の体の一部だけを掴む、持ち上げるあるいは引っ張ること。
 - f) チェーン、ロープ、または人間の手を含む、いかなる方法を以て、（動物の）体のいかなる部分を用いて動物を引っ張ること。
 - g) 動物に他の動物の上を歩かせること。
 - h) 敏感な部分（例：目、口、耳、肛門性器部、腹）に干渉すること。

修正意見①についての理由

列挙された手法等について、状況にかかわらず一律に禁止することは、動物及び従業員の傷害発生リスクにつながり、動物福祉のレベルの低下につながる可能性がある。

具体的には、

- 怪我、病気、非常に若齢又は妊娠した動物を他の動物から保護し優先的にと殺する目的で隔離する (Article7.5.14)、
 - 動物が他の動物の上を歩かないようにする (Article7.5.20)
- 等の規定の実行のためには、家畜の行動を制限する必要が生ずることが考えられるが、そのための効果的な手段がないことになることが懸念される。

修正案

Article7.5.20

自由に動ける動物に対するアニマルウェルフェア上の理由から容認できない手法、手順又は慣行

- 1) 動物の取り扱いに関する以下の行為は容認できず、使用してはならない。ただし、動物、動物取扱者及びその他の人員の安全を確保するために必要な場合はこの限りではない。
 - a) 動物の尾を押しつぶしたり、折ったりすること。
 - b) 傷つけるようなものを使って圧力をかけたり、刺激性物質をつけること。
 - c) 大きな棒、先の尖った棒、パイプ、石、フェンスワイヤー、革ベルトなどの器具で動物をたたくこと。
 - d) 動物を蹴ったり、投げたり、落としたりすること。
 - e) 尾、頭、角、耳、手足、毛あるいは髪等、動物の体の一部だけを掴む、持ち上げるあるいは引っ張ること。
 - f) チェーン、ロープ、または人間の手を含む、いかなる方法を以て、（動物の）体のいかなる部分を用いて動物を引っ張ること。
 - g) 動物に他の動物の上を歩かせること。
 - h) 敏感な部分（例：目、口、耳、肛門性器部、腹）に干渉すること。

修正意見①

修正意見②

修正意見②についての理由

f)は、と畜場の作業の安全上必要な場合があり、直接家畜を手で掴むのではなくロープ等の器具を用いて人と家畜の距離を確保することは、家畜の恐怖を緩和する効果もあり、かつ家畜の自発的な行動をうながすものであることから、容認されない行為とするのは再考すべきではないか。

参考

- 検討の経緯
- 章の構成

検討の経緯（１）

2018年2月	コード委は、「Slaughter of animals（Chapter 7.5）」の改正を決定。
2018年4月、11月	アドホックグループで、本章の見直しを議論。
2019年2月	コード委は、アドホックグループの報告書を精査し、修正案に賛成すると共に、更なる精査をアドホックグループに指示。
2019年6月	アドホックグループで、議論を継続。
2019年9月	コード委は、アドホックグループの報告書を精査し、構成が大きく変更されたことから、クリーンテキストにて1次改正案を提示。
2020年2月	コード委で加盟国コメントを検討。
2020年4月～2021年1月	アドホックグループで改正案を検討。
2021年2月	コード委は、アドホックグループの報告書を精査し、2次改正案を提示。

検討の経緯（２）

2021年9月	コード委で加盟国コメントを検討。
2021年11月～12月	アドホックグループで改正案を検討。
2022年2月	コード委は、アドホックグループの報告書を精査し、 3次改正案を提示。

「と畜時のアニマルウェルフェア」章の構成（１）

第1条	導入
第2条	範囲
第3条	本章の目的の定義
第4条	アニマルウェルフェア上の危害要因（ハザード）
第5条	基準（評価尺度）
第6条	管理
第7条	職員の訓練及び能力
第8条	施設の設計及び設備の選択
第9条	処理能力（１時間当たりのと畜頭数）
第10条	保守管理と清掃の手続き
第11条	緊急時対応計画

「と畜時のアニマルウェルフェア」章の構成（２）

第12条	自由に動ける動物（free-moving animals）の到着
第13条	自由に動ける動物の取扱い
第14条	自由に動ける動物の係留
第15条	スタニング又は放血のための拘束（自由に動ける動物）
第16条	自由に動ける動物のスタニング
第17条	自由に動ける動物の放血
第18条	自由に動ける妊娠動物のと畜
第19条	自由に動ける動物の緊急と殺
第20条	自由に動ける動物に対するアニマルウェルフェア上の理由から容認できない手法、手順、又は、慣行
第21条	容器に入った動物（animals in containers）の到着
第22条	容器に入った動物の移動

「と畜時のアニマルウェルフェア」章の構成（3）

第23条	容器に入った動物の係留
第24条	容器からの動物の荷下ろし（取り出し）
第25条	容器から取り出した動物をスタニングするための拘束
第26条	頭部のみの電気スタニング
第27条	家きんの電気湯煎スタニング
第28条	機械的スタニング
第29条	家きんの空気調節(controlled atmosphere)スタニング
第30条	容器に入った動物の放血
第31条	容器に入った動物の緊急と殺
第32条	容器に入った動物に対するアニマルウェルフェア上の理由から容認できない手法、手順、又は、慣行

コード委員会の今後の活動計画

検討中の主なトピック①

【BSE（第11.4章、第1.8章等）】

- 本年5月の総会での採択は延期された。来年の総会での採択を目指して、加盟国からのコメントが本年9月のコード委員会で検討される。

【口蹄疫（第8.8章）】

- これまで4度加盟国へのコメント照会を実施。本年2月のコード委員会でコメントを検討した結果、科学委やラボ委を含む専門家の意見を更に聴く必要があるとして、専門家からの必要な助言を得た上で、本年9月に改めて議論することとなった。

【輸出入手続きと獣医証明書の見直し】

- 最近の科学的知見に基づき、第5部（貿易措置、輸出入手続き及び獣医証明）に含まれる章を見直し予定。本年2月のコード委員会において、主要論点について、事務局から説明があった。本年9月の委員会で、アドホックグループのToR案が示され、その後、同グループで具体的なドラフト作成が始まる予定。

検討中の主なトピック②

【動物の輸送に関するアニマルウェルフェア（第7.2章、7.3章、7.4章）】

- 最近の科学的知見に基づき、動物の輸送（陸海空）に関するアニマルウェルフェア章（第7.2章、7.3章、7.4章）について、見直しが検討されている。本年2月のコード委員会において、他の作業中のアニマルウェルフェア関連章を優先させるため、本作業の開始は2023年以降とされた。

【抗菌剤の責任ある適正使用（第6.10章）】

- コーデックスの薬剤耐性に関する特別部会(TFAMR)が策定した実施規範が2021年11月の総会(CAC44)で採択。本年4月のOIEのAMRワーキンググループで、第6.10章の改正内容や他のAMR関連章（第6.7, 6.8, 6.9, 6.11章）の見直しの必要性について、議論が行われた。その結果が9月コード委員会で報告される予定。

検討中の主なトピック③

【採卵鶏生産システムのアニマルウェルフェア（第7.Z章）】

- 本年2月のコード委員会で、事務局から、現時点で今後の見通しは立っていないが、今後の方針について加盟国と議論する可能性を検討していきたいとの説明があった。

【疾病の予防及び制圧】

- 第4部（疾病の予防及び制圧）に、バイオセキュリティに関する新章を追加することが優先課題とされている（その中で、swillの定義も取り扱う予定）。本年9月の委員会で、アドホックグループのToR案が示され、その後、同グループで具体的なドラフト作成が始まる予定。
- また、既存の死亡動物の処理（第4.13章）、消毒に関する一般的な推奨事項（第4.14章）の改正にも今後取り組んでいくとしている。